

やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、都市住民の本県への来訪や二地域居住等によるリンケージ人口の増加を図るため、県外者の受入を想定した市民農園の整備を推進するため、市町村等（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、やまなしリンケージ農園利用促進事業実施要領に基づいて事業実施主体が実施する事業に対し、事業実施主体に交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 別表の補助対象事業について補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、別表の軽微な変更の欄に掲げる変更であって、補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であり、補助金額の増額を伴わないものについてはこの限りではない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この事業により取得した財産等については、管理規程を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

(着手)

第6条 要綱第3条1項の事業（以下「整備事業」という。）の着手は、原則として第4条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、事業実施主体が交付の決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

なお、この場合において、事業実施主体は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(状況報告)

第7条 知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第8号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヵ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知（様式第10号）するものとする。

(処分の制限)

第11条 事業実施主体は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は

担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、事業実施主体の申請により返還を一部又は全部免除することができる。

(書類の保管)

第 12 条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第 13 条 本要綱により提出する書類は正副2部とし、所管する農務事務所を經由し、知事に提出するものとする。

ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する事業実施主体にあつては、原則、法人等は所在地の住所、その他市民農園を設置できる団体等は代表者の住所を所管する農務事務所を經由する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

実施主体	補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 市町村	<u>県外者の受入を 想定した市民農 園の開設・改良。</u>	1 需用費 消耗品費 (噴霧器、草刈鎌、剪定バサミ、スコップ等農機具、農業用資材等)	補助対象経費の内、国庫補助金を除いた額の1/2	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
2 農業協同組合		2 備品購入費 小型耕運機等 (1件あたり5万円以上の物品の購入)	国庫補助金を使わない場合は、自己負担の1/2	
3 農地所有適格法人		3 工事請負費 耕作放棄地の伐採、整地、農地の整備区画、農機具庫の設置等	(1箇所上限700千円)	
4 NPO法人				
5 その他市民農園を設置できる団体等				

様式第1号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金交付申請書

平成〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金交付を申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の計画（又は実績）

事業実施主体	事業内容等	施工箇所 又は 設置場所
	整備内容	

施工計画（又は実績）			事業費	県費 補助額	備考
着工（予定） 年 月 日	竣工（予定） 年 月 日	施工方法			
			(円)	(円)	

4 経費の配分

事業種目 総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に 要する経費 (補助事業に 要した経費)	負 担 区 分			積算の 基礎
		県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	

5 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

6 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	
市町村費					
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	
市町村費					
そ の 他					
計					

事業実施主体 殿

山梨県知事 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金交付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあったやまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し

付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

[補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と、変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。]

様式第4号

山梨県知事 殿

番 号
平成 年 月 日

事業実施主体 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること。）

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号

財 産 管 理 台 帳

市町村名		事業実施年度				平成 年度		補助金名		やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金						
事業区分	事業内容					工期又は取得日		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着手 年月日	竣工 年月日	事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月 日	承認 年月 日		処分 の内 容
									県費	市町村費	その他					
	小計															
	小計															
	合計															

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第6号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金
に係る交付決定前着手届

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金に係る計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、同補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付決定前着手届を提出します。

- 1 助成金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

整備内容 (事業内容等)	総事業費	着手予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着手の 理由

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金概算払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 円 ー

2 内 訳

補助金 交付決定額①	既概算 交付額②	差 引 額 ①-②=③	今回 概算請求額④	備 考
(円)	(円)	(円)	(円)	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名 _____

本店 ・ 支店 (支店名 _____)

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義 _____

口座番号 No. _____

様式第8号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金について、次のとおり事業を完了（廃止）したので、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

1 補助金の額 円

[以下、様式第1号に準じて作成すること。]

※軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容及び経費の配分が容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第9号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告します。

1	補助金の確定額 (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第10号

番 号
平成 年 月 日

(事業実施主体) 殿

山梨県知事

平成〇〇年度やまなしリンクージ農園利用促進事業費補助金の額の確定について (通知)

平成〇年〇月〇日付けで実績報告のあったこのことについては、山梨県補助金交付規則第13条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

確定額 円

様式第11号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金財産処分承認申請書

平成〇〇年度やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

(添付書類)

財産管理台帳

その他知事が必要と認める書類